

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリングの 体制について

「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」に基づき順応的に管理し、魅力ある渡良瀬遊水地の自然再生を着実に進める必要がある。

このため、渡良瀬遊水地の環境に精通した地元の有識者（５～６名程度）による「渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会」（仮称）を「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」のもとに設立する。

（委員会の位置付け）

モニタリング委員会は、年数回程度開催する。なお、高度な専門性を要することや不明なことについては「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」の各専門家に助言を求める。基本計画の内容を大きく変更する必要性が生じた場合には「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」の意見を求めることとする。

（委員会の役割）

「湿地保全・再生基本計画」に基づき事業の監視・助言を行う。

●モニタリング項目の確認

- ・河川及び地下水の水位・水質観測
- ・動植物相調査など

●モニタリング結果の評価

- ・環境変化の予測に対するモニタリング結果の評価

●モニタリングに基づく保全再生手法の検証

- ・保全再生手法へ反映